



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
1月29日
第177号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 告 示
 - ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) 1
 - 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) 1
 - 道路区域の変更(道路保全課) 2
- 公 告
 - 県営土地改良事業計画の変更後の概要公告(耕地課) 2
- 環 境 事 務 所 告 示
 - 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(南部) 2
- 県 税 事 務 所 公 告
 - 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部) 3
- 雑 報
 - 環境影響評価方法書の縦覧等の公告 3
- 正 誤
 - ※令和2年12月8日付け第164号滋賀県規則第105号中 4

告 示

滋賀県告示第70号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表7新型コロナウイルス感染症対応資金の表融資限度額の欄中「4,000万円」を「6,000万円」に改める。

付 則

この告示は、令和3年1月29日から施行する。

滋賀県告示第71号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定に基づき登録特定行為事業者として登録した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年1月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	特定行為業務の種類	廃止年月日
土屋訪問介護事業所大津	大津市大將軍一丁目16番8号プレジールマエダ	ユースタイルラボラトリー株式会社 代表取締役 大畑健	東京都中野区中央一丁目35番6号 レッチフィールド	くう かくたん 口腔内の喀痰 吸引 くう かくたん 鼻腔内の喀痰 吸引 気管カニューレ内部の喀痰	令和2.10.31

	I 103号		中野坂上ビル6F	吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養
--	--------	--	----------	--

滋賀県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年1月29日から令和3年2月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	下笠大路井線	草津市西大路町字野々井888番地先から	変更後	最小 41.1m く 最大 59.0m	243.0m	工事用回路設置に伴う道路区域の変更
		草津市西大路町字列草567番3地先まで	変更前	最小 18.6m く 最大 43.9m		

公 告

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営能登川地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営能登川地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 令和3年1月29日から令和3年2月5日まで
- 3 掲示場所 東近江市農林水産部農村整備課

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県南部環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年1月29日

滋賀県南部環境事務所長 川崎 竹志

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
草津市上笠二丁目字鯉147番6、147番7
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合し

ていない特定有害物質の種類 クロロエチレン

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県南部環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年1月29日

滋賀県南部環境事務所長 川崎竹志

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
野洲市大篠原字出口1610番5
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和3年1月29日

滋賀県中部県税事務所長 西澤甚一

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9121959号	令和3.3.31	甲賀市信楽町牧739 奥田繁治郎	令和3.1.19

雑報

環境影響評価方法書の縦覧等の公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条第1項に基づき(仮称)鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価方法書を作成し、同法第6条第1項に基づき滋賀県知事、福井県知事、長浜市長、敦賀市長および南越前町長に送付しましたので、同法第7条の規定に基づき公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。また、同法第7条の2第1項の規定に基づく説明会を開催しますので、同条第2項に基づき併せて公告します。

令和3年1月29日

- 1 公告する事業者 中部電力株式会社、株式会社OSCF
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林欣吾 愛知県名古屋市中区東新町1番地
株式会社OSCF 代表取締役 梅田明利 東京都港区新橋三丁目3番14号田村町ビル8階
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 (仮称) 鉢伏山風力発電事業
 - (2) 種類 風力発電所の設置の工事業(陸上)
 - (3) 規模 総出力 最大55,000キロワット
- 4 対象事業が実施されるべき区域
 - (1) 発電機の設置に係る部分 福井県敦賀市および南越前町
 - (2) 搬入路および付帯施設に係る部分 長浜市ならびに福井県敦賀市および南越前町
- 5 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 長浜市、福井県敦賀市、南越前町
- 6 環境影響評価方法書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)

滋賀県湖北環境事務所(長浜市平方町1152-2)
 長浜市役所市民生活部環境保全課(長浜市八幡東町632番地)
 長浜市北部振興局(長浜市木之本町木之本1757-2)
 長浜市余呉支所(長浜市余呉町中之郷2434)
 福井県安全環境部環境政策課(福井県福井市大手三丁目17番1号)
 敦賀市役所市民生活部(福井県敦賀市中央町二丁目1番1号)
 敦賀市東浦公民館(福井県敦賀市五幡32-8-1)
 敦賀市東郷公民館(福井県敦賀市井川33-12)
 南越前町建設整備課(福井県南条郡南越前町東大道29-1)
 南越前町今庄事務所(福井県南越前町今庄84-25)
 南越前町河野事務所(福井県南越前町河野15-16-1)

※ 株式会社OSCFホームページ(<http://oscf.co.jp/>)でも御覧いただけます。

- 7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間 令和3年1月29日から令和3年3月1日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 説明会を開催する日時および場所
 令和3年2月9日(火)18:30~20:30 今庄住民センター大ホール(福井県南越前町今庄84-25)
 令和3年2月10日(水)18:30~20:30 プラザ萬象小ホール(福井県敦賀市東洋町1番1号)
- 9 意見書の提出
 (1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
 (2) 意見書の提出方法 令和3年1月29日から令和3年3月16日までの間に株式会社OSCF(〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号田村町ビル8階)宛てに意見書を郵送により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社OSCFホームページ(<http://oscf.co.jp/>)からダウンロードできます。
- 10 この公告で示した事項に係る問合せ先 株式会社OSCF 電話 03-6457-9979 担当 牧野

正

誤

令和2年12月8日付け第164号滋賀県規則第105号中

ページ	行	誤	正
5	1	別記様式第7号注1	別記様式第7号注2